

答 申 第 89 号

平成14年7月8日

千葉県教育委員会

委員長 篠崎 輝夫 様

千葉県情報公開審査会

委員長 鶴岡 稔男

異議申立てに対する決定について（答申）

平成10年3月31日付け教総第51号の9による下記の諮問について、別紙のとおり答申します。

記

平成9年10月22日付けで異議申立人から提起された、平成9年10月8日付け教総第20号の318で行った公文書非公開決定に係る異議申立てに対する決定について

1 審査会の結論

千葉県教育委員会（以下「実施機関」という。）は、本件異議申立ての対象となった公文書のうち、「教育長期ビジョン策定調査事業のための基礎調査について（回答文書）」（以下「本件回答文書」という。）を公開すべきである。

2 異議申立人の主張要旨

(1) 異議申立ての趣旨

異議申立ての趣旨は、実施機関が平成9年10月8日付け教総第20号の318で行った「教育長期ビジョン策定調査事業における委託業者選定のための企画書」（以下「本件企画書」という。）及び本件回答文書（「本件企画書」及び「本件回答文書」を併せ、以下「本件文書」という。）の公文書非公開決定（以下「本件決定」という。）の取消しを求めるといものである。

(2) 異議申立ての理由

異議申立ての理由を要約すると、次のとおりである。

ア 千葉県情報公開条例（平成12年千葉県条例第65号）による廃止前の千葉県公文書公開条例（昭和63年千葉県条例第3号。以下「旧条例」という。）第11条第3号該当性について

本件企画書は、2,600万円の公費を支出する委託業者選定に当たって提出されたものであり、これを「企業の技術上及び営業上のノウハウに関する情報」を保護するという理由で非公開にすることは、県民に対する背信行為にほかならない。

条例による原則公開という「公益」と、当該業者の「全部非公開」の要請を衡量した形跡がなく、業者の言いなりに非公開決定をしたとしか考えられない。

イ 旧条例第11条第7号該当性について

本件回答文書は、公務員が公務に関して意見を求められ、これに対して回答した文書であり、これを非公開とすることは条例の目的にもとるものである。

県民が参加して「意思決定」をしていくのであり、それゆえ各課は責任をもって提案すべきであって、そうすれば決して「誤解や混乱を招くおそれ」はない。実施機関

は、「自由な提案」と無責任な提案を混同している。

ウ 非公開理由記載の程度について

本件決定は、旧条例第11条第3号及び第7号に該当するというものであるが、その理由は、ほぼ条文の引用に過ぎない。非公開理由の記載は、当該理由を請求者に知らせることによって、その不服申立てに便宜を与えるものでなければならず、本件理由記載の程度は、その要件を欠き、取消しを免れない。

3 実施機関の説明要旨

実施機関の説明は、おおむね次のとおりである。

(1) 教育長期ビジョン策定事業について

ア 教育を取り巻く社会経済状況が大きく変化する中で、教育に関する様々な問題が起きており、教育がこれからどのような方向に行こうとしているのか、そのためにどのような取組を進めていく必要があるのか、県の考え方を明らかにし、県民の理解と協力を得ながら積極的に取り組んで行くことが必要となったことから、目標年次を2025年におき、本県教育の望ましい姿を展望し、その実現に向けた基本的な考え方や学校教育、社会教育、文化・スポーツなど教育全般にわたる施策の展開方向等を示した教育行政全体の指針となるべき教育長期ビジョンを策定することとした。

イ 平成8年度から作業を始め、平成11年9月に決定し、公表したが、平成9年度には、策定の基礎となる調査を業者に委託している。

また、この調査と並行して庁内で検討を進めるため、教育長期ビジョン策定委員会（以下「策定委員会」という。）と教育長期ビジョン策定懇談会（以下「策定懇談会」という。）という2の組織を設置した。

策定委員会は、教育長を委員長に、関係する部課長を委員とする、教育長期ビジョンの案を検討し作成する組織であり、策定懇談会は、千葉大学教育学部教授を座長とし、県議会議員を含めた外部の有識者等36名からなり、教育長期ビジョンについて、それぞれの立場から意見・アドバイスをいただく組織である。

ウ 教育長期ビジョンの策定に当たっては、策定委員会が教育長期ビジョンに盛り込む方向性等の候補を決定するが、そのため関係する課から、所掌する各行政分野について教育長期ビジョンに盛り込む方向性等の案を提出させ、これらの案のうちから候補を決定している。

ここで決定された候補については、業者に約1万4千人の県民を対象としたアンケート調査を含む教育長期ビジョン策定調査を依頼し、当該調査結果を踏まえ、策定委員会において検討を続け、教育長期ビジョン案を策定した。

なお、策定の途中、骨子案、原案、最終案などそれぞれの節目で、策定懇談会から意見をいただいたほか、県内4箇所地域で地域の教育関係者からなる教育長期ビジョン策定懇話会（以下「策定懇話会」という。）を開催し、策定懇話会での意見等を参考に、策定委員会で案を作成した後、平成11年9月の教育委員会会議で正式に決定し、公表したものである。

(2) 旧条例第11条第3号該当性について

ア 本件企画書について

実施機関は、教育長期ビジョン策定に係り、アドバイザー会議の設置及び各種調査の設計・分析、環境分析、デルファイ調査の実施、教育長期ビジョン（素案）の提示を民間業者に委託するため、各民間業者に企画書の提出を依頼した。

本件企画書は、当該依頼に基づき、受託を希望する各民間業者から提出されたもののうち、最終的に委託を受けた業者が提出したものである。

本件企画書には、教育長期ビジョンの骨格・考え方に関する提案や2025年の環境を推計するための各種分析調査の手法、2025年における本県の人口・児童生徒数の推移予測及び生活や産業等教育関連項目の予測、学校教育・社会教育・スポーツ・文化等生涯学習全般の展望についての予測、調査スケジュール、アドバイザー会議の位置づけ及びその委員構成の考え方、別途委託する予定のアンケート調査を実施する業者との連携方策、本事業における業者の体制（担当者）、本県担当者との連携方策、教育長期ビジョンを策定する上で生かすことが可能な業者の特徴並びに見積りが記録されている。

イ 本号該当性について

(7) 本件企画書を提出した民間業者は、企画力、情報収集力、コスト等において他の業者と競争状況にある。本件企画書に記録された情報は、そのすべてが競争関係にある他の業者にとって、競争上、最も関心の高い情報であり、本件企画書には、

a 21世紀の学校教育システムや地域学習システムについての業者独自の具体的な予想

b 人口や経済、産業基盤等についての2025年の環境を予想するための調査対

象や活用する統計資料等のノウハウ

- c 学校教育、社会教育、文化・芸術等の分野の将来像を明らかにするための調査対象及び対象数、調査項目に関する具体的な記述
- d 県民へのアンケート調査の手法、調査対象及び対象数、調査項目に関する具体的な記述
- e 業者独自の具体的な千葉県の将来推計値
- f アドバイザー会議を構成するメンバー

など、業者としての商品であるビジョン策定の企画技術についてのノウハウが網羅されており、これらは販売・営業上でまさしく他の業者との競争の焦点となる情報である。

- (イ) これら企画技術上及び営業上のノウハウに関する情報を公開した場合、当該業者のノウハウが他の業者に知られることにより、その後の各種入札等の際に企画技術の流用やコストについての予測が容易に可能となり、当該業者の事業を営む上での競争上又は事業運営上の地位に不利益を与えると認められる。

そのため、本件企画書全体が旧条例第11条第3号の事業活動情報に該当するものである。

- (ウ) さらに、本件企画書に関する事業活動は、人の生命、身体及び健康に対して危害を与えるものとは考えられず、また、違法又は不当な事業活動とも認められず、本件企画書を公開することが公益上必要であるとも考えられない。

したがって、旧条例第11条第3号ただし書にも該当しないものである。

(3) 旧条例第11条第7号該当性について

ア 本件回答文書について

本件回答文書は、関係課から提案された、それぞれが所掌する分野について、教育長期ビジョンに盛り込む方向性等の案が記録されたものである。

具体的には、部局名、課名、係・班名、担当者名及び電話の他に、「教育長期ビジョンに盛り込むべき方向性（背景も含めて）」、「考えられる計画事業又は新たなシステム」、「上記実現に向けての議論の進め方及び想定する目標年度（スケジュールを含めて）」、「上記実現に向けて他の部局又は民間事業等との関連」及び「上記実現に向けて、アンケート調査等で県民の意識等を把握する必要性」の各項目や、アンケート調査に係る「調査項目」、「調査目的」、「調査対象」及び「調査概要（設計案）」の

各項目に該当する案が記録されている。

イ 本号該当性について

- (7) これらの回答は、各事業について具体的な実施計画を積み上げて策定する5か年計画とは違い、2025年という非常に長期的なビジョンの策定で、各課がそれぞれの立場から現行制度や財政的な制約にとらわれず自由に検討し提案したもので、実現に向け具体性があるものから将来的な課題としてこれから検討するものまで情報の程度は大きな違いがある。

これを整理・検討し、骨子案、原案、そして最終案としてとりまとめ、それぞれの段階で外部の有識者からなる策定懇談会等から意見を伺い、行政情報として成熟させていくものである。

- (4) すなわち、これらの回答は、各課が提出した最初の提案であり、策定委員会において教育長期ビジョンに盛り込む候補とするか否かの決定さえされていない情報であり、その後の関係機関等との協議の過程で修正・変更されていくものであり、請求当時の段階では、極めて未成熟な情報である。

その上、詳細な情報が記録されているので、そのまますべてを公開すれば、県民に実施機関がこの事業を全て実施するのでは、という誤解や期待を生じさせ、これらの実現を前提にして新たなビジネスチャンスをうかがう人が出たり、事業内容に反対の人が抗議行動に出るなど社会的な混乱が生ずることも考えられる。

また、長期ビジョンということで、各課からは自由な提案が望まれるところであるが、本件回答文書と同様の文書を公開することとなると、今後、同様の事業を行う際に前述したような誤解や混乱を招くおそれを考えて、自由な提案や情報の交換が妨げられるおそれもある。

- (7) 以上のことから、旧条例第11条第7号に該当するものとして非公開の決定をした。

(4) 理由記載の程度について

異議申立人から、「非公開理由の記載は、当該理由を請求者に知らせることによって、その不服申立てに便宜を与えるものでなければならず、千葉県公文書公開条例の該当条文の引き写しでは要件を欠いており、取消しを免れない」との意見が提出されているが、本件と同じ公開請求に対して公開することとした調査の照会文書には、回答様式も添付されているため、本件回答文書に係る回答項目は明らかであり、異議申立人も了知でき

たはずであることから原処分理由記載で十分である。

このことは、もう一つの対象文書である本件企画書についても同様であり、公開した依頼文には調査手法や人口予測、生涯学習全般の展望等、企画書に盛り込むべき内容に関する記述があり、非公開部分の内容は明らかとなっている。

4 審査会の判断

当審査会は、異議申立人の主張及び実施機関の説明並びに本件文書を審査した結果、以下のように判断する。

(1) 教育長期ビジョンについて

ア 教育長期ビジョンの性格及び構成は、それぞれ次のとおりである。

(イ) 教育長期ビジョンの性格

教育長期ビジョンは、「学校教育、社会教育、文化・スポーツ、さらには福祉、環境、まちづくりなどを視野に入れ総合的・長期的な視点に立ち、千葉県教育の望ましい姿を展望し、それを実現するための基本的な考え方を示すものであり、教育行政全体の指針となるもので、具体的な取組については、県の総合5か年計画に位置付けて段階的に進める」こととされている。

(ii) 教育長期ビジョンの構成

a 「現状と課題」

「家庭・地域の教育」、「学校教育」、「社会教育」、「スポーツ・文化」、「PTA・各種団体」、「高等教育機関」、「求められる姿勢」の各分野における現状と課題を整理している。

b 「2025年における社会情勢と県民の学習を取り巻く環境」

将来における教育を考える前提として、社会の情勢と教育の基盤となる年齢別人口、児童生徒数、産業構造等の各種の条件について、統計データを用いながら検証している。

c 「ビジョンの基本的な考え方」

今後あるべき社会を想定しながら、2025年を目標としたビジョンの基本理念を設定し、また、基本目標を「県民一人一人が安心して住み、能力を発揮できる地域コミュニティづくり」、「児童生徒が基礎・基本を習得し、個性を伸ばすことのできる学校教育環境づくり」、「一人一人がライフスタイルに応じて自己

実現を目指すことのできる学習環境づくり」と設定している。

d 「基本テーマと施策の展開方向」

上記cの3つの基本目標を実現するために取組の基本となる「学校、家庭、地域社会がそれぞれの役割りを果たしながら一体となって教育力を高める」など9つのテーマを設定するとともに、各テーマの達成のための51の施策の展開方向を示している。

e 「ビジョンの実現に向けて」

「県民の理解と参加」、「ビジョンの推進と評価」、「県民の皆さんへ、そして次代を担う子どもたちへ」に分け、県民へ実現に向けての取組を説明し、協力を呼び掛けている。

f 資料編

「千葉県教育のすがた」を統計的に示し、「教育に対する県民の意向・要望」をアンケート結果として示し、併せて「策定の経過等」を示している。

イ 教育長期ビジョン策定の手順は、おおむね次のとおりであることが認められる。

(ア) 平成8年度には、準備段階として課題の集約を行っている。

(イ) 平成9年度には、策定方針の作成のため、①各課から教育長期ビジョンに盛り込む方向性について提案させ、②策定委員会が盛り込む方向性を決定し、③決定した方向性については、業者にアンケート調査を含めてビジョン策定調査を依頼し、④当該調査結果を踏まえて、策定委員会において検討を加え、素案を作成している。

なお、本件回答文書は、上記①の段階で作成し、又は収受したものであり、また、本件企画書は、上記③の前段階として、調査を依頼する業者を決定する際に、業者から提出されたものである。

(ウ) 平成10年度には、素案、骨子案、原案の各段階において策定懇談会に諮り、特に骨子案については、策定懇話会に説明し、意見・要望を聴いている。

(エ) 平成11年度には、最終案を策定委員会に諮った上で、教育委員会会議で決定し、公表している。

(2) 本件文書について

本件企画書及び本件回答文書の内容は、それぞれ次のとおりである。

ア 本件企画書について

本件企画書は、教育長期ビジョン策定調査事業実施要項に基づき調査を委託しよう

とするために、企画書の提出を民間業者各社に求め、最終的に委託を受けた業者が提出したものである。

企画書の内容は、教育長期ビジョンの骨格・考え方を提案させたものであり、このために必要な基礎的なデータや将来予測を例示させ、収集・分析方法についての考え方、スケジュール、推進体制等を明確にさせたものである。

具体的には、次の項目について作成させたものである。

- (ア) 教育長期ビジョンの骨格、考え方
- (イ) 上記を作成するための調査の手法（調査の目的・調査データの収集方法並びに作成方法、調査対象者等の概略）
- (ウ) 2025年における本県の人口・児童生徒数の推移予測及び生活や産業等教育関連項目の予測
- (エ) 学校教育、社会教育、スポーツ、文化等生涯学習全般の展望についての予測
- (オ) 調査スケジュール
- (カ) アドバイザー会議の位置付け及び委員構成の考え方
- (キ) 別途委託する予定のアンケート調査を実施する業者との連携方策
- (ク) 本事業における貴社の体制（担当者）、本県担当者との連携方策
- (ケ) 教育長期ビジョンを策定する上で、生かすことができることが可能な貴社の特徴

イ 本件回答文書について

- (ア) 本件回答文書は、教育長期ビジョン策定委員会各委員に対し、教育庁管理部総務企画課長から提出を依頼した、教育長期ビジョン策定調査事業のための基礎調査についての回答である。

当該調査の目的は、教育長期ビジョンに盛り込むべき方向性や、そのための調査の必要性及び内容等について基礎的な資料を収集しようとするものであり、教育長期ビジョン策定調査事業基礎調査票及び関連資料が提出されている。

なお、教育長期ビジョン策定調査事業基礎調査票は、様式1においては、「部局名」、「課名」、「係・班名」、「担当者名」、「電話」の各欄のほか、「教育長期ビジョンに盛り込むべき方向性（背景も含めて）」、「考えられる計画事業又は新たなシステム」、「上記実現に向けての議論の進め方及び想定する目標年度（スケジュールを含めて）」、「上記実現に向けて他の部局又は民間事業等との関連」及び「上記実現に向けて、アンケート調査等で県民の意識等を把握する必要性」から構成され、様式2に

においては、アンケート調査が必要な場合の調査の概要として、「部局名」、「課名」、「係・班名」、「担当者名」、「電話」の各欄のほか、「調査項目」、「調査目的」、「調査対象」及び「調査概要（設計案）」から構成されている。

- (イ) 回答は29課から提出され、提案された方向性は73項目に及び、また、アンケート調査を必要とする事項は34項目に及んでいる。

本件回答文書は、送付書及び関係資料を除けば、その内容から、「施設整備に関するもの」、「県や地域社会等との連携や教員構成など体制に関するもの」、「保健、文化、地域、生涯学習、児童生徒の問題行動、国際交流、学習・教育の在り方などの施策に関するもの」に大別され、それぞれの内容は概ね次のとおりである。

a 施設整備に関するもの

情報機器・ネットワーク設備の整備、文化施設の整備等について提案されている。

b 体制に関するもの

県・市町村の役割分担、年齢構成に応じた適正な教員構成、学校・地域社会の連携、学校・福祉機関等の連携等について提案されている。

c 施策に関するもの

(a) 保健に関するもの

児童生徒の健康の保持・増進、特定疾病に関する人権教育・予防教育等について提案されている。

(b) 文化に関するもの

地域文化活動の支援、文化遺産の保護・継承、スポーツ・レクリエーションの環境整備等について提案されている。

(c) 地域に関するもの

地域社会との連携、家庭教育の支援等について提案されている。

(d) 生涯学習に関するもの

ボランティア活動の支援、高齢化社会に適応した社会教育施策等について提案されている。

(e) 問題行動に関するもの

登校拒否児童の復帰、非行防止教育の充実、放課後児童に対する支援等について提案されている。

(f) 国際交流に関するもの

国際交流活動の充実、外国人子女教育の充実等について提案されている。

(g) 学習・教育に関するもの

新しいタイプの高校の検討、職業教育の在り方、新しいタイプの学科・コースの検討、情報化に対応したパソコン教育、福祉教育・福祉実践活動の推進等について提案されている。

(3) 旧条例第11条第3号該当性について

ア 本号本文該当性について

(ア) 本件企画書は、業者が作成したものであり、法人に関する情報であることは明らかであるので、それらの情報を公開することにより「競争上若しくは事業運営上の地位に不利益を与える」と認められるか否かについて、上記(2)ア(イ)ないし(ク)の項目ごとに、以下検討する。

a 「教育長期ビジョンの骨格、考え方」

教育長期ビジョンの位置付け及び構成に係る業者の独自の考え方が示され、新しい教育システムについて業者独自の具体的方向性を複数示すとともに、これからの教育システムとして、学校教育システムを中心に家庭、地域、職域、民間との連携さらには行政の支援を加えたシステムを提案しているものである。

これらの情報は、当該業者の有する研究機関としての企画力等のノウハウを結集した成果であり、公開することにより、当該業者の競争上若しくは事業運営上の地位に不利益を与えると認められる。

b 「上記を作成するための調査の手法（調査の目的・調査データの収集方法並びに作成方法、調査対象者等の概略）」

調査の手法として、環境分析調査、デルファイ調査、アンケート調査、文献調査、ヒアリング調査を行うこととしており、環境分析調査は、人口フレーム、経済フレーム、社会基盤、情報・通信基盤、教育基盤の各分野に亘り、2025年の姿をシミュレートすることとしている。

これらの情報は、どの分野について、どのような手法により調査を実施し、シミュレートするかという当該業者の有する研究機関としての企画力等のノウハウを結集した成果であり、公開することにより、当該業者の競争上若しくは事業運営上の地位に不利益を与えると認められる。

- c 「2025年における本県の人口・児童生徒数の推移予測及び生活や産業等教育関連項目の予測」

全国的な社会情勢と千葉県を取り巻く環境について、将来見通しが記録されている。

これらの情報は、どの分野について、どのような将来予測を行うかという当該業者の有する研究機関としての企画力等のノウハウを結集した成果であり、公開することにより、当該業者の競争上若しくは事業運営上の地位に不利益を与えると認められる。

- d 「学校教育、社会教育、スポーツ、文化等生涯学習全般の展望についての予測」

学校教育、社会教育、スポーツ、文化の各分野について、将来の全体像やシステムのイメージが整理されている。

これらの情報は、各分野について、どのような将来予測・展望を行うかといった当該業者の有する研究機関としての企画力等のノウハウを結集した成果であり、公開することにより、当該業者の競争上若しくは事業運営上の地位に不利益を与えると認められる。

- e 「調査スケジュール」

長期スケジュール及び平成9年度における検討項目ごとの具体的なスケジュールが記録されている。

これらの情報は、どの調査を、どの程度の期間を要するかというような業者独自の手法であり、公開することにより、当該業者の競争上若しくは事業運営上の地位に不利益を与えると認められる。

- f 「アドバイザー会議の位置付け及び委員構成の考え方」

業者へのアドバイス機関としての位置付けと、学校教育、生涯学習等の各分野ごとのアドバイザー会議メンバー（個人氏名及び肩書、専門等）案が記録されている。

これらの情報は、当該業者の人的ネットワークに関するものであり、公開することにより、当該業者の競争上若しくは事業運営上の地位に不利益を与えると認められる。

- g 「別途委託する予定のアンケート調査を実施する業者との連携方策」

アンケート事業者、業者、アドバイザー会議及び千葉県との連携や役割分担が

記録されている。

これらの情報は、どのように役割分担を行い、どのように連携していくかというノウハウに関するものであり、公開することにより、当該業者の競争上若しくは事業運営上の地位に不利益を与えると認められる。

h 「本事業における貴社の体制（担当者）、本県担当者との連携方策」

業者の担当者の氏名、肩書及び最終学歴、これまでの担当事業の実績及び専門が記録されている。

これらの情報は、当該業者の人的資産とも言うべきものであり、公開することにより、当該業者の競争上若しくは事業運営上の地位に不利益を与えると認められる。

i 「教育長期ビジョンを策定する上で、生かすことができることが可能な貴社の特徴」

教育政策に関する提案のポイント及び主な類似実績が記録されている。

これらの情報は、当該業者の教育政策に関する取組とこれまでの実績が明らかになるものであり、公開することにより、当該業者の競争上若しくは事業運営上の地位に不利益を与えると認められる。

j その他の記載

所要額の見積りが、人件費、直接経費等の別に記録されている。

これらの情報は、当該業者がいくらで調査を請け負い、どの程度の業務量を負担するかが明らかになるものであって、営業上のノウハウを結集した成果であるから、公開することにより、当該業者の競争上若しくは事業運営上の地位に不利益を与えると認められる。

(イ) したがって、本件企画書に記録された情報は、本号本文に該当すると判断する。

イ 本号ただし書該当性について

本件企画書に関する事業活動は、人の生命、身体及び健康に対して危害を与えるものとは考えられず、また、違法又は不当な事業活動とも認められず、さらに、本件企画書を公開することが公益上人の生命や財産等の保護と同程度に必要であるとも認められない。

したがって、本件企画書に記録された情報は、本号ただし書のいずれにも該当しないものと判断する。

(4) 旧条例第11条第7号該当性について

本件回答文書は、実施機関の教育長期ビジョン策定事業に係る検討過程において作成し、又は收受した情報であることは明らかなので、それらの情報を公開することにより「当該事務事業又は将来の同種の事務事業に係る意思形成に著しい支障を生ずる」と認められるか否かについて、上記(2)イ(1) a ないし c の各区分の内容に照らして、以下検討する。

ア 確かに、これらの回答は、各課が提出した最初の提案であり、策定委員会において教育長期ビジョンに盛り込む候補とするか否かの決定さえされていない情報であって、その後の関係機関等との協議の過程で修正・変更されていくものであることから、請求当時の段階では、極めて未成熟な情報であると認められる。

したがって、そのまますべてを公開すれば、県民に実施機関がこの事業を全て実施するのでは、という誤解や期待を生じさせ、これらの実現を前提にして新たなビジネスチャンスをうかがう人が出たり、事業内容に反対の人が抗議行動に出ることによって社会的な混乱が生じることも考えられない訳でもなく、また、長期ビジョンということで、各課からは自由な提案が望まれるが、今後、本件回答文書と同様の文書を公開することとなると、同様の事業を行う際に前述したような誤解や混乱を招くおそれを考えて、自由な提案や情報の交換が妨げられるおそれもない訳ではない。

イ しかし、そもそも教育長期ビジョンは、「学校教育、社会教育、文化・スポーツ、さらには福祉、環境、まちづくりなどを視野に入れ総合的・長期的な視点に立ち、本県教育の望ましい姿を展望し、それを実現するための基本的な考え方を示すものであり、このビジョンは、教育行政全体の指針となるもので、具体的な取組については、県の総合5か年計画に位置付けて段階的に進める」ものであり、本件回答文書が、教育長期ビジョン策定のため、教育長期ビジョンに盛り込むべき方向性や、そのための調査の必要性及び内容等について基礎的な資料を収集しようとする教育長期ビジョン策定調査事業基礎調査票及び関連資料であることに鑑みれば、「実施機関がこの事業を全て実施するのでは、という誤解や期待」は一般的には想定し難く、また、ビジョンに対し県民がどのように考え、どのような行動に出るかは、それぞれの自由な意思に基づき、それぞれの責任において合理的に判断し、決定されるべきものであって、本件回答文書を非公開としなければ保護することができないような社会的混乱に至るものとも考え難い。

また、本件回答文書の内容を見ても、具体的な記述やスケジュールなどは何えず、施設整備に関するもの、県や地域社会等との連携や教員構成など体制に関するもの、保健、文化、地域、生涯学習、児童生徒の問題行動、国際交流、学習・教育の在り方などの施策に関するものについて、一般的な取り組むべき方向性を示したものとどまり、これをもって、誤解や混乱を生じさせ、抗議行動等により社会的混乱を招くものとは認められない。

ウ したがって、本件回答文書を公開することによって、「当該事務事業又は将来の同種の事務事業に係る意思形成に著しい支障を生ずる」とまでは認められない。

エ なお、関係資料については、国の機関の報告書であり、既に公表されていることが認められ、また、送付文書については、関係各課から教育庁総務企画課へ調査票を送付する旨の情報であることから、いずれも、公開することによって、「当該事務事業又は将来の同種の事務事業に係る意思形成に著しい支障を生ずる」とは認められない。

オ 以上のとおり、本件回答文書に記録された情報は、本号に該当しないと判断する。

(5) 理由記載の程度について

異議申立人は「教育長期ビジョン策定委員会に関する一切の文書」を請求しているところ、実施機関は、当該請求に対し、本件決定と併せて別途公文書公開決定を行い、①「教育長期ビジョン策定事業に係る企画書の提出について（平成9年5月12日付け教総第100号）」、②「教育長期ビジョン策定事業のための基礎調査について（平成9年6月2日付け教総号外）」を公開しているところである。

上記①には本件企画書の構成が示され、上記②には各策定委員に対して依頼した調査に係る本件回答文書の様式が示されているところである。

したがって、このような請求に対してなされた一連の公開決定・部分公開決定を合わせ見れば、本件決定に係る非公開理由については、当該文書の種類・性質等とあいまって、請求者がそれらを知り得るものと認められることから、異議申立人の主張には理由がないと判断する。

(6) 結論

以上のとおり、本件回答文書に記録された情報は、旧条例第11条第7号に該当せず、公開すべきであるが、本件企画書に記録された情報は、旧条例第11条第3号に該当し、公開しないことができるものである。

5 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別紙のとおりである。

別紙

審査会の処理経過

年月日	処理内容
11. 2. 16	諮問書の受理
11. 10. 18	実施機関の理由説明書の受理
11. 11. 24	異議申立人の意見書の受理
14. 1. 23	審議 実施機関から非公開理由の聴取
14. 5. 8	審議
14. 6. 19	審議

(参考)

千葉県情報公開審査会第1部会委員

氏名	職業等	備考
佐野善房	弁護士	
鶴岡稔男	千葉家庭裁判所家事調停委員	部会長
藤井俊夫	千葉大学教授	

(五十音順：平成14年6月19日現在)